

平成29年1月 地震保険改定のご案内

地震保険の始期日が平成29年1月1日以降となるご契約[※]から、以下の改定を行いますのでご案内いたします。

※平成29年1月1日以降に、地震保険の更改または自動継続を迎える契約を含みます。

1. 地震保険料の改定

震源モデルの見直しをはじめとした各種基礎データの更新などを背景に、地震保険の保険料水準につきまして見直しを行いました。なお、地震保険の保険料につきましては、お客さまのご負担を抑えるため今後3段階に分けて料率改定を行います（今回の改定はその1回目にあたります）。ただし、2回目以降の料率改定については、震源モデルの更新をはじめとする今後の各種基礎データの更新などの影響を踏まえて行われる予定であり、改定率・スケジュール共に現時点で決まっておりません。

【年間保険料例】（保険期間1年、地震保険金額1,000万円あたり、割引率10%の場合）

都道府県	イ構造 (火災保険の構造級別：M構造・K構造・T構造・ A構造・B構造またはM級・1級・2級・特級)			ロ構造 (火災保険の構造級別：H構造 ^{※1} ・C構造・ D構造または3級 ^{※1} ・4級)		
	改定前保険料 ^{※2}	改定後保険料	差額	改定前保険料 ^{※2}	改定後保険料	差額
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、 群馬県、富山県、石川県、福井県、 長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	5,900円	6,100円	+200円	9,500円	10,300円	+800円
福島県	5,900円	6,700円	+800円	11,700円	13,400円	+1,700円
北海道、青森県、新潟県、 岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県	7,600円	7,300円	▲300円	14,900円	13,800円	▲1,100円
宮城県、山梨県、香川県 大分県、宮崎県、沖縄県	7,600円	8,600円	+1,000円	14,900円	16,600円	+1,700円
茨城県	10,600円	12,200円	+1,600円	22,000円	25,100円	+3,100円
大阪府	12,200円	11,900円	▲300円	22,000円	21,400円	▲600円
埼玉県	12,200円	14,000円	+1,800円	22,000円	25,100円	+3,100円
愛媛県	10,600円	10,800円	+200円	22,000円	21,400円	▲600円
徳島県、高知県	10,600円	12,200円	+1,600円	25,100円	28,700円	+3,600円
愛知県、三重県、和歌山県	18,200円	15,400円	▲2,800円	29,300円	26,000円	▲3,300円
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	18,200円	20,300円	+2,100円	29,300円	32,700円	+3,400円

※1 火災保険の構造級別が「H構造（経過措置）」または「3級（経過措置）」の場合、ロ構造よりも保険料負担が軽減されます。

※2 上表の「改定前保険料」は、地震保険の始期日が平成26年7月1日～平成28年12月31日のご契約の保険料を表示しています。

(注) 保険料は、保険金額、保険期間、保険料払込方法等によっても異なります。お客さまの地震保険料については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2. 地震保険の損害区分の細分化

わずかな損害割合の差分によりお支払いする保険金の額に大きな格差が発生しないよう、**損害区分を現行の3区分から4区分に変更**します。

＜損害区分と支払割合＞

現行		改定後	
損害の程度	お支払いする保険金	損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の100%（時価額が限度）	全損	地震保険金額の100%（時価額が限度）
半損	地震保険金額の50%（時価額の50%が限度）	大半損	地震保険金額の60%（時価額の60%が限度）
		小半損	地震保険金額の30%（時価額の30%が限度）
一部損	地震保険金額の5%（時価額の5%が限度）	一部損	地震保険金額の5%（時価額の5%が限度）

「損害の程度」の変更に伴い、「損害の程度」の認定方法も変更になります。詳細は裏面を参照ください。

<「損害の程度」の認定について>

①建物の「損害の程度」認定

現行				改定後			
損害の程度	主要構造部※の損害の額	焼失または流出した床面積	床上浸水	損害の程度	主要構造部※の損害の額	焼失または流出した床面積	床上浸水
全損	建物の時価額の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—	全損	建物の時価額の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
半損	建物の時価額の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	—	大半損	建物の時価額の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	—
				小半損	建物の時価額の 20%以上40%未満	建物の延床面積の 20%以上50%未満	—
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合で、その建物が「全損」「半損」「一部損」に至らないとき	一部損	建物の時価額の3%以上20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合で、その建物が「全損」「大半損」「小半損」「一部損」に至らないとき

※ 地震保険でいう「主要構造部」とは構造耐力上主要な部分をいい、軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。

(注) 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が発生したため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます）となったときは、全損とみなします。

②家財の「損害の程度」認定

現行		改定後	
全損	家財の損害の額が家財の時価額の80%以上	全損	家財の損害の額が家財の時価額の80%以上
半損	家財の損害の額が家財の時価額の30%以上80%未満	大半損	家財の損害の額が家財の時価額の 60%以上80%未満
		小半損	家財の損害の額が家財の時価額の 30%以上60%未満
一部損	家財の損害の額が家財の時価額の10%以上30%未満	一部損	家財の損害の額が家財の時価額の10%以上30%未満

3. 地震保険割引の適用における確認資料の拡大

地震保険割引を適用する際に提出いただく確認資料の範囲を以下のとおり拡大します。現在、地震保険割引を適用していない場合は新たに割引を適用できる可能性が、既に地震保険割引を適用している場合は割引率を拡大できる可能性があります。

対象割引	範囲拡大の内容
免震建築物 耐震等級	<確認資料の包括規定化> 同じ耐震性を有した建物に対して、より公平な割引適用運営を可能にするため、書類を限定列挙している規定を包括的な規定に見直します。本見直しに伴い、今後評価機関等が作成する書類が新設された場合にも速やかに確認資料の対象とすることができます。
耐震等級	<耐震等級が特定できる場合の取扱範囲を拡大> 評価機関等が発行する書類だけでは耐震等級がどの等級なのか特定できないが、評価機関等に届け出た書類で耐震等級を特定できる場合、その耐震等級に対する割引を適用できることとします。 (例)「住宅性能証明書」では耐震等級が2級か3級か判断できなくても、「設計内容説明書」で耐震等級が3級であることが確認できればその等級が適用できます。
建築年	<確認資料とする証券等の条件を見直し> 割引が適用されていることが分かるが、新築年月が確認できない証券等も確認資料の対象とします。

(注)表中で登録住宅性能評価機関を「評価機関」と省略して表記しています。

4. その他

上記改定は「地震保険の始期日が平成29年1月1日以降となる契約」から適用になります。

それ以前の契約（地震保険の始期日が平成28年12月31日以前のご契約）は、変更がございませんのでご注意ください。

・このチラシは平成29年1月の地震保険の改定について説明したものです。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101 (大代表)

http://www.aioinissaydowa.co.jp/

●ご相談・お申込先

契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。